

地域女性活躍推進事業企画運営業務委託公募型プロポーザル審査要領

1 趣旨

地域女性活躍推進事業企画運営業務委託に係る公募型プロポーザルの実施に当たり、その審査の具体的な取扱いについて定める。

2 審査方法

プレゼンテーション審査の内容に応じて、各審査員の自己審査の集計をもとに、得点が上位の者を契約候補者として選定する。最高得点に同数が出た場合は、各審査員の投票で決定する。なお、応募者が1 者の場合もプレゼンテーションを実施するが、選定については、委員会で決定するものとする。

3. 採点・選定

審査員は提出された各企画提案書等に基づくプレゼンテーションの内容について、別紙に掲げる審査項目及び評価の観点に従い審査する。なお、最高得点者であっても、各審査員の自己審査の集計合計額の平均が 30 点以下（100 点満点中）の者は選定しない。

【採点区分】

	10 点満点の項目	5 点満点の項目
非常に優れている	10 点	5 点
優れている	8 点	4 点
普通	5 点	3 点
やや劣る	3 点	2 点
劣る	1 点	1 点
審査項目に該当する提案がない	0 点	0 点

別紙 1

審査項目と評価の観点

審査項目	評価の観点	配点
1 事業提案 (30点)	① 現状や課題を適切に踏まえ、ジェンダーギャップ解消につながる事業が提案されているか。	10
	② 湯沢市に関わりのある幅広い世代の方が、興味・関心を持ち、参加しやすい工夫がされているか。	5
	③ 事業の効果をより大きくするため、対象者の年代や属性などを限定する場合、その着眼点が具体的に記載されているか。 (限定しない場合は、その理由が適切であるか)	5
	④ 対象者が参加しやすい適切な時期が設定されているか。	5
	⑤ 対象者が参加しやすい適切な会場が設定されているか。	5
2 類似業務受託実績 (5点)	① 県、市町村、男女共同参画センターなどから受託した、ジェンダーギャップ解消に関連する業務実績はあるか。	5
3 企画・運営 (45点)	① 参加者に与える気づきや学びを明確にし、適切な講師が人選されているか。	10
	② 司会者について、適切な人選が行われているか。	5
	③ 要求水準書に定める募集人数を達成するための方針が明確で、現実的に対応可能な内容となっているか。	10
	④ ポスターや周知チラシ、その他媒体による情報発信プランが具体的に提示されているか。	5
	⑤ トラブルが発生した場合の対応方針が明確で、対応可能な内容となっているか。	5
	⑥ 事業が確実に遂行される社内の実施体制が想定されているか。	5
	⑦ 事業スケジュール及び使途の役割分担は適切な内容となっているか	5
4 提案金額 (10点)	① 見積金額（税抜）について相対的に評価する。 ※ 最低価格を満点として、その割合で按分して評価する。 算定式：配点 10 点×（最低価格÷提案価格） ※ 小数点以下を切り捨てし、採点区分によらず評価する。	10
5 総合評価 (10点)	① 提案内容全体として、本市の地域女性活躍推進（特にジェンダーギャップ解消に関する理解促進）向上のために、優れた内容となっているか。	10

別紙2

企画提案内容に関する審査表

提案者 _____

委員氏名 _____

審査項目	評価の観点	配点
1 事業提案 (30点)	① 現状や課題を適切に踏まえ、ジェンダーギャップ解消につながる事業が提案されているか。	/10
	② 湯沢市に関わりのある幅広い世代の方が、興味・関心を持ち、参加しやすい工夫がされているか。	/5
	③ 事業の効果をより大きくするため、対象者の年代や属性などを限定する場合、その着眼点が具体的に記載されているか。 (限定しない場合は、その理由が適切であるか)	/5
	④ 対象者が参加しやすい適切な時期が設定されているか。	/5
	⑤ 対象者が参加しやすい適切な会場が設定されているか。	/5
2 類似業務 受託実績 (5点)	① 県、市町村、男女共同参画センターなどから受託した、ジェンダーギャップ解消に関連する業務実績はあるか。	/5
3 企画・運営 (45点)	① 参加者に与える気づきや学びを明確にし、適切な講師が人選されているか。	/10
	② 司会者について、適切な人選が行われているか。	/5
	③ 要求水準書に定める募集人数を達成するための方針が明確で、現実的に対応可能な内容となっているか。	/10
	④ ポスターや周知チラシ、その他媒体による情報発信プランが具体的に提示されているか。	/5
	⑤ トラブルが発生した場合の対応方針が明確で、対応可能な内容か。	/5
	⑥ 事業が確実に遂行される社内の実施体制が想定されているか。	/5
	⑦ 事業スケジュール及び使途の役割分担は適切な内容となっているか	/5
4 提案金額 (10点)	① 見積金額（税抜）について相対的に評価する。 ※ 最低価格を満点として、その割合で按分して評価する。 算定式：配点10点×（最低価格÷提案価格） ※ 小数点以下を切り捨てし、採点区分によらず評価する。	/10
5 総合評価 (10点)	① 提案内容全体として、本市の地域女性活躍推進（特にジェンダーギャップ解消に関する理解促進）向上のために、優れた内容となっているか。	/10
	合計	/100

別紙3

企画提案内容に関する講評

提案者 _____

委員氏名 _____
